

第1章 特定非営利活動法人とは

1 特定非営利活動の定義及び法人の要件

(1) 特定非営利活動の定義（法第2条第1項）

特定非営利活動とは、次の①と②の両方にあてはまる活動のことです。

①法で定める20のいずれかの活動に該当する活動

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

②不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動

(2) 法人の要件

この法律により法人格を取得することが可能な団体は「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、次の要件を満たす必要があります。(法第2条第2項)

- ① 営利を目的としないこと。(法第2条第2項第1号)
- ② 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。(法第2条第2項第2号イロ)
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。(法第2条第2項第2号ハ)
- ④ 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、事業を行わないこと。
(法第3条第1項)
- ⑤ 特定の政党のために利用しないこと。(法第3条第2項)
- ⑥ 特定非営利活動に係る事業に支障が生じない程度に「その他の事業」を行うことができる。その他の事業の会計については、特定非営利活動に係る事業の会計から区分して経理することが必要であり、その収益は特定非営利活動に係る事業に充てること。(法第5条)
- ⑦ 暴力団、暴力団又は暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。(法第12条第1項第3号)
- ⑧ 社員(正会員等総会で議決権を有する者)の資格の得喪について、不当な条件をつけないこと。(法第2条第2項第1項イ)
- ⑨ 10人以上の社員を有すること。(法第12条第1項第4号)
- ⑩ 報酬を受ける役員数が、役員総数の1/3以下であること。(法第2条第2項第1号ロ)
- ⑪ 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。(法第15条)
- ⑫ 役員は、成年被後見人又は被保佐人等、法第20条に規定する欠格事由に該当しないこと。
(法第20条)
- ⑬ 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。
また、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の1/3を超えて含まれていないこと。(法第21条)
- ⑭ 理事又は監事は、それぞれの定数の2/3以上いること。(法第22条)
設立当初の理事又は監事は、それぞれの定数を満たしていること。
- ⑮ 会計は、次に掲げる会計の原則に従って行うこと。(法第27条)
 - i. 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
 - ii. 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
 - iii. 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度を通じて適用し、みだりに変更しないこと。

次ページに、法人要件チェックリストを掲載しています。該当しているかチェックしてみましょう。

法人要件チェックリスト

チェック欄

- ① その主な活動は、特定非営利活動促進法第2条第1項別表に掲げる20の分野のいずれかに該当しています。
- ② その活動は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを主な目的としています。
- ③ 営利を目的としていません。
- ④ 宗教活動や政治活動を主な目的とはしていません。
- ⑤ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていません。
- ⑥ 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行いません。
- ⑦ 特定の政党のために利用しません。
- ⑧ 特定非営利活動に係る事業に支障が生じるほど、その他の事業を行いません。
その他の事業により利益を生じた場合には、その利益は特定非営利活動に係る事業に充てます。
- ⑨ 暴力団ではありません。また、暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でもありません。
- ⑩ 社員（総会で議決権を有する者）の資格の得喪について、不当な条件はつけていません。
- ⑪ 社員が10人以上います。
- ⑫ 役員（理事・監事）総数のうち報酬を受ける者の数は1/3以下です。
- ⑬ 役員として、理事3人以上、監事1人以上を置いています。
- ⑭ 役員は、成年被後見人又は被保佐人等、法第20条に規定する欠格事由に該当していません。
- ⑮ 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族は2人以上いません。また各役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族の数は、役員総数の1/3を超えていません。
- ⑯ 理事又は監事は、それぞれの定数の2/3以上います。（設立当初の理事又は監事は、それぞれの定数を満たしていること。）
- ⑰ 会計は、法第27条に規定する会計の原則に従って行います。

特定非営利活動法人となるためには、上記の①～⑰までの要件をすべて満たしていなければなりません。

2 法人の利点

任意団体が、特定非営利活動法人の法人格を取得すると以下のような利点があります。

- **法人名で不動産登記ができます。**

任意団体のように代表者個人の名義でなく法人名が登記されることから、団体と個人の資産の区分が明確になります。また、代表者が代わった場合でも、団体の運営に支障をきたすことはありません。

- **銀行口座を法人名で開設できます。**

団体の経理が明確になります。

- **契約を法人名で締結できます。**

任意団体の場合、団体名で契約できないこともあり、契約を締結する個人が責任を負うことになる恐れがありましたが、そのようなことが避けられます。

- **法に定められた法人運営や情報公開を行うことにより、社会的信用が得られます。**

3 法人の義務

特定非営利活動法人を設立すると、法人としての義務が生じます。

- **法人の運営や活動について情報公開しなければなりません。**

定款や事業報告書等の書類を法人の事務所や所轄庁である青森県（権限移譲市町村にあっては、当該市町村）の窓口で情報公開します。これは特定非営利活動法人の活動状況を広く県民や社員等関係者に公開することにより、法人制度の健全な発展を図ることを基本としているためです。

- **原則的に課税されます。**

- **法に沿った運営をしなければなりません。**

例えば、総会を年1回以上開催することや、役員変更、定款変更等をした場合は、青森県（権限移譲市町村にあっては、当該市町村）へ届出や認証申請を行う必要があります。

役員の数や親族等の役員就任等に関して制約があります。

また、会計は、「会計の原則」に従って行わなければなりません。

- **解散した場合の残余財産は、法で定められた法人又は行政機関に帰属し、個々人には分配されません。**

設立・運営のQ&A<1>

Q1-1 なぜ法では20分野の活動に限定しているのか？

A1-1

この法は、他の公益法人とのすみ分けのために、対象の活動を20分野に限定しています。

Q1-2 「不特定かつ多数のものの利益」とは？

A1-2

「公益」と同じ意味です。すなわち、法人の活動によって利益を受ける者を特定せず、広く社会一般の利益となることをいいます。構成員相互の利益（共益）を目的とする活動や、特定の個人又は団体の利益（私益）を目的とする活動は、特定非営利活動ではありません。

Q1-3 「非営利」「営利を目的としない」とは？

A1-3

「非営利」と「営利を目的としない」は同じ意味です。非営利とは、構成員（役員、会員等）に利益を分配しないことです。

Q1-4 「その他の事業」とは？

A1-4

この法にいう「その他の事業」は、特定非営利活動以外の事業のことです。

その他の事業には、特定非営利活動を目的とした事業の活動資金を得るために行なう収益事業や、特定非営利活動以外の公益事業、会員間の相互扶助のための福利厚生共済等の共益事業等が含まれます。

Q1-5 「社員の資格の得喪について、不当な条件をつけない」の「不当な条件」とは？

A1-5

社員の資格取得に条件を付けることは可能ですが、目的に照らして合理的かつ客観的なものでなければなりません。また、公序良俗に反してはいけません。このほか、社員の退会は、自由でなければなりません。さらに、社員の資格の取得と喪失については、定款に明示する必要があります。

Q1-6 「報酬」とは？また、NPO法人の役員は報酬をもらっているの？

A1-6

ここでいう報酬は、役員としての報酬です。ただし、役員が事務局職員等を兼務している場合、これに対して給与を受けることは妨げません。会議に出席するための交通費等は費用弁償であり、報酬ではありません。

なお、法では報酬を受けられる役員の数に制限を設けています。これは、構成員（役員、会員等）に対する利益の分配に当たらないようにするためです。

Q 1-7 役員とは？

A 1-7

理事及び監事のことです。理事は、社員や職員を兼ねることができます。監事は、社員を兼ねられますが、理事や職員を兼ねることはできません。

Q 1-8 役員の欠格事由とは？

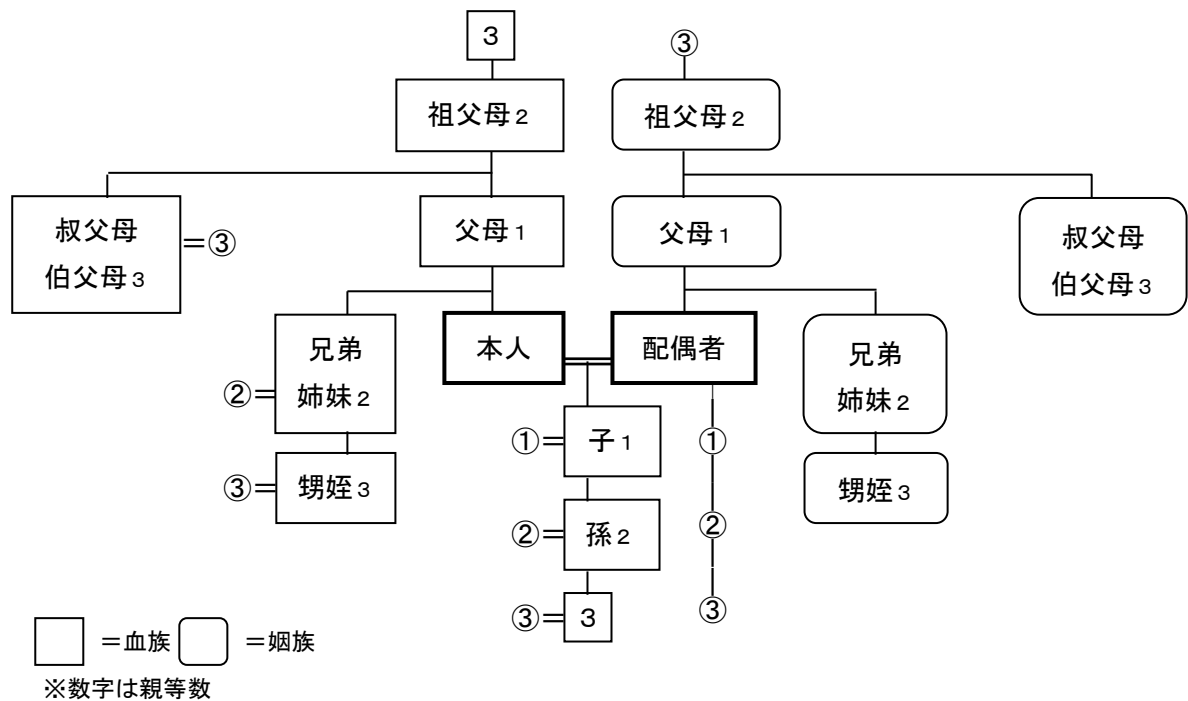
A 1-8

法第 20 条（→資料 78 ページ）をご覧ください。

Q 1-9 三親等以内の親族とは？

A 1-9

次の親族・親等図を見て判断してください。この中にある親族が三親等以内です。



Q 1-10 役員に親族等が含まれてはならない具体的な数は？

A 1-10

役員の総数が 5 人以下の場合、配偶者及び三親等以内の親族は 1 人も含まれてはなりません。役員の総数が 6 人以上の場合は、各役員につき配偶者及び三親等以内の親族 1 人を含むことができます。

Q 1-11 正規の簿記の原則とは？

A 1-11

一般的に、次の3つの要件を満たすことが必要です。

- ①取引記録が客観的に証明可能な証拠によって作成されていること。
- ②記録、計算が明瞭正確に行われ、かつ順序、区分等が体系的に整然と行われること。
- ③取引記録の結果を総合することによって、簿記の目的に従い法人の財務状況あるいは財産管理の状態等を明らかにする財務諸表が作成できること。

Q 1-12 法人格は取得しなければいけないのでしょうか。

A 1-12

法人化することによる利点がありますが、一方で果たさなければならない義務が生じます。それぞれの団体がこれからどのようなミッション（社会的使命）を持ち、どのような事業を行うのか、団体の規模や活動内容にもよりますが、団体にとって法人格が必要かどうかをよく検討することが必要です。

Q 1-13 法人になるためには法律上の要件以外にどのようなことを検討すると良いですか。

A 1-13

NPO法人として明確なミッション（社会的使命）を持ち、実現可能な範囲で、事業・収支計画を立てることを検討しましょう。